

警察官武器使用の法律問題

愛知学院大学法務支援センター客員教授 原田保

I 犯罪成否 — 適法・違法の判断基準

刑法195条 特別公務員暴行陵虐罪 → 196条 同致死傷罪

身体近傍に向けた発砲は命中しなくとも「暴行」、発砲してもしなくても威嚇は「陵虐」

警察官職務執行法7条本文「使用要件」→ 同条但書「危害要件」(刑法36条・37条引用)

刑法35条「法令行為」、36条1項「正当防衛」、37条1項本文「緊急避難」

かつて刑法36条・37条直接適用可否が論争 → 現在では間接適用説で決着(尾道事件)

国家公安委員会規則(警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範)との関係

制定権限 憲法・法律による授権の範囲外

内容の異同 厳格化でも緩和でも、法律と異なる内容は論理的に不可能

平13改正(警察官等けん銃使用及び取扱い規範)の意義 使用・危害の要件「緩和」は誤解

II 刑事手続

検察官による起訴(公判請求、略式命令請求)

検察官による不起訴 → 不服があれば検察審査または準起訴による公判審理の可能性

III 判例

1 検察官起訴事件(業務上過失致死罪)

★姫路事件(昭33) 神戸地姫路支判昭33・10・31 禁錮6月猶予3年 → 大阪高判昭34・4・8 控訴棄却

★小倉事件(昭47) 小倉簡命昭48・6・17 罰金10万円

2 準起訴事件(特別公務員暴行陵虐致死罪)

★尾道事件(昭54) 広島地判昭62・6・12 無罪 → 広島高判平6・10・31 懲役3年猶予3年 → 最一小決平11・2・17 上告棄却

★久留米事件(昭59) 福岡地判平5・4・7 無罪 → 福岡高判平7・3・23 控訴棄却 → 最一小決平9・12・8 上告棄却

★大和郡山事件(平15) 奈良地判平24・2・28 無罪 → 大阪高判平25・2・1 控訴棄却 → 最三小決平26・12・2 上告棄却

★栃木事件(平18) 宇都宮地判平23・2・10 無罪 → 東京高判平23・12・27 控訴棄却 → 最二小決平25・4・22 上告棄却

IV 問題点

発砲要件「緩和」の誤解浸透

事件処理方針 被告人たる警察官を支援して被害者に敵対する例

訓練体制 年間50発程度の静止射撃だけで、移動射撃・発砲適否判断の訓練は欠落

拳銃常時携帯制度 必要性と危険性との比較衡量

『親子をめぐる法律問題』

【本日の内容】

1. 「親子」とは何か
2. 親権とはなにか
3. 親権をめぐる問題

1. 「親子」とは何か

1 概要

・法律上の「親子」→生物学的な血縁関係

母子関係→懷胎、分娩

父子関係→婚姻中の妻が分娩 父と推定（772条1項）

→法律が認めた親子「養親子」関係

・代理母→母が分娩していない→母子関係生まれない

・婚姻成立の日から200日経過後、婚姻解消の日から300日以内に生まれた子→夫の子と推定

→妻が他男の子を懷胎しても、夫の子と推定される（772条2項）

→夫（父）が推定を覆すことはできるが難しい

最判平成26年7月12日民集68巻6号547頁 子XからY父に対し親子関係不存在の訴えをしたが認められなかった判決

Y夫	A女	B男
婚姻	関係	
A女妊娠		
長女X（出生届）		
現在、AXはBと同居		
DNA鑑定、99.999% Bの子		

夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、子が、現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情があつても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になるものではないから、上記の事情が存在するからといって、同条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいはず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うこと

とはできないものと解するのが相当である。このように解すると、法律上の父子関係が生物学上の父子関係と一致しない場合が生ずることになるが、同条及び774条から778条までの規定はこのような不一致が生ずることをも容認しているものと解される。

もっとも、民法772条2項所定の期間内に妻が出産した子について、妻がその子を懷胎すべき時期に、既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われ、又は遠隔地に居住して、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存在する場合には、上記子は実質的には同条の推定を受けない嫡出子に当たるといつうことができるから、同法774条以下の規定にかかわらず、親子関係不存在確認の訴えをもって夫と上記子との間の父子関係の存否を争うことができると解するのが相当である。しかしながら、本件においては、甲が被上告人を懷胎した時期に上記のような

事情があったとは認められず、他に本件訴えの適法性を肯定すべき事情も認められない。

←嫡出推定の例外を認めない立場！

2 「親子」法の原理 誰の、何のための「親子」なのか

従来→親のための子 家の承継、扶養、労働力等

現在→子のための親 親権（養育、医療、教育、監護等） 濫用が問題

子の基本的権利の尊重 児童の権利条約

問題→児童買春、児童虐待等が後を絶たない

3 実子～嫡出子とは

- ・出生後 14 日以内に届出（戸籍法 49 条 1 項）
- ・推定を受けない子（民法 772 条） 婚姻の日から 200 日経過前に生まれた子 実子（嫡出子）
- ・推定の及ばない子 再婚禁止期間内（733 条）に生まれた子 認知（773 条）によって親子
- ・嫡出否認の訴え 出生を知ってから 1 年（777 条）、親子関係不存在には訴えの期限ない

[問題] 妻が子を懐胎した時期に、すでに婚姻関係が破たんし、夫婦の実態がないことが明らかな場合の夫からの「嫡出否認の訴え」をする際、「嫡出推定」を受けない事情の存在を証明しないと認められない（+親子関係不存在の訴え）。しかし、「推定」ができる場合にまで夫（父）にこのようにまず、親子関係不存在の訴えをし、その後、嫡出否認の訴えをしないと妻の懐胎した子との関係の不存在を求めることができないか。

[外観説] 最判平成 10 年 8 月 31 日裁判集民 189 号 497 頁 夫 X 外観上から子 Y に親子関係不存在の訴えを提起。

夫 A 妻 男性

養子 X 子 Y

戦争に行ってた時に出生、その前から別居 関係は存在、

本件は、戸籍上、X の父とされている男が死亡した後に、その遺産相続をめぐって紛争が生じ、養子である X が、Y に対し、亡男と Y との間の親子関係不存在確認の訴えを提起した事案である。

本件の争点は、夫が出征から帰還後、妊娠週数 26 週目に妻が出産した子について、民法 772 条の嫡出推定が排除されるか否かである。夫は、戦地に赴いた昭和一八年一〇月一三日から名古屋港に帰還した昭和二一年五月二八日の前日までの間、A と性的関係を持つ機会がなかったことが明らかである。そして、右一の事実のほか、昭和二一年当時における我が国の医療水準を考慮すると、当時、妊娠週数二六週目に出生した子が生存する可能性は極めて低かったものと判断される。そうすると、A が Y を懐胎したのは昭和二一年五月二八日より前であると推認すべきところ、当時、夫は出征していまだ帰還していなかったのであるから、Y が夫の子を懐胎することが不可能であったことは、明らかというべきである。したがって、Y は実質的には民法七七二条の推定を受けない嫡出子であり、X は、親子関係不存在確認の訴えをもって、亡夫と Y との間の父子関係の存否を争うことができるものとするのが相当である。

[血縁説] 外観的にも医学的（生殖不能等）にも受胎可能性がない場合には 774 条の適用を否定

[折衷説] 最判平成 12 年 3 月 14 日裁判集民事 197 号 375 頁は、家庭の平和を考えなければならな

い場合は、「外観説」で、家庭の平和が失われている場合は「血縁説」による事情を勘案して 774 条の適否を考える←この立場は、判決によって否定された（下級審では一部この考え方が残っている）

最判平成 12 年 3 月 14 日裁判集民事 197 号 375 頁

「夫と妻との婚姻関係が終了してその家庭が崩壊しているとの事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になるものではないから、右の事情が存在することの一事をもって、嫡出否認の訴えを提起し得る期間の経過後に、親子関係不存在確認の訴えをもって夫と子との間の父子関係の存否を争うことはできないものと解するのが相当である。

もっとも、民法七七二条二項所定の期間内に妻が出産した子について、妻が右子を懷胎すべき時期に、既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われ、又は遠隔地に居住して、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存在する場合には、右子は実質的には民法七七二条の推定を受けない嫡出子に当たるということができるから、同法七七四条以下の規定にかかわらず、夫は右子との間の父子関係の存否を争うことができると解するのが相当である」として、夫と妻との婚姻関係が終了してその家庭が崩壊しているとの事情が存在することの一事（生殖不能ではない）をもって、夫が、民法七七二条により嫡出の推定を受ける子に対して、親子関係不存在確認の訴えを提起することは許されないとした。

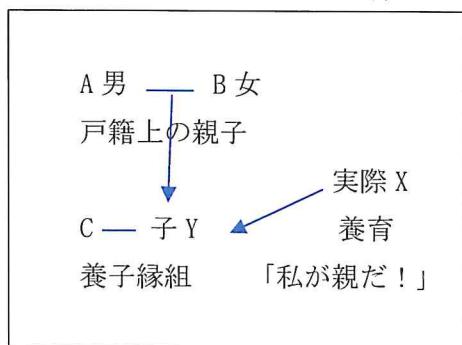
4 「嫡出でない子」（非嫡出子、婚外子）とは何か

- ・法律上の婚姻関係にない男女から生まれた子
- ・認知の有無は関係ない

5 「認知」における親子関係

- ・法律上婚姻した夫婦から生まれた子は「嫡出子」として推定（772 条）
- ・法律上の婚姻をしていない男女から生まれた子は「嫡出子」としての推定うけない
- ・「認知」によって親子関係発生（779 条）→母子関係は分娩により発生

最判昭和 37 年 4 月 27 日民集 16 卷 7 号 1247 頁



X は Y をずっと育ててきたが、X が大きくなってから「Y は親ではない」と言い続けた。そのため、X は Y に対し「私が親だ」と親子関係存在の確認を求めた事件。
実は Y は X が未婚のまま出産したことがわかり、やむを得ず友人 AB の子として届けてもらった事情があった。実際、Y を分娩したのは X であることから、親子関係は、原則として、母の認知をまたず、分娩の事実により当然発生すると解するのが相当であるから、X が Y を認知した事実を確定することなく、その分娩の事実を認定したのみで、その間に親子関係の存在を認めた。←母 X の訴え認める

- ・父子関係は「認知」→ 任意認知・強制認知

6 任意認知（779条） 父または母による認知 遷及効（784条）、未成年者であっても法定代理人人の同意不要（780条）

・成年の子を認知する場合は、その承諾必要（782条） ←子の不利益になる場合があることから子を保護

・胎児の段階でも認知可能だが、母の承諾必要（783条2項） ←婚姻関係にない以上、真実性を担保するため母の承諾必要

・死後認知（783条2項） その子に直系卑属がある場合に可能 ←直系血族の存続のため

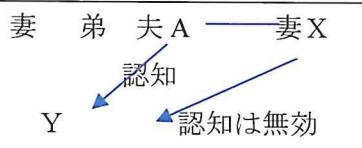
7 認知の方法

出生届による認知

遺言による認知

8 認知無効の訴え（786条） 無効事由があれば認知は無効なのか、無効判決が出て初めて無効（判例）

大判大正11年3月27日民集1巻137頁



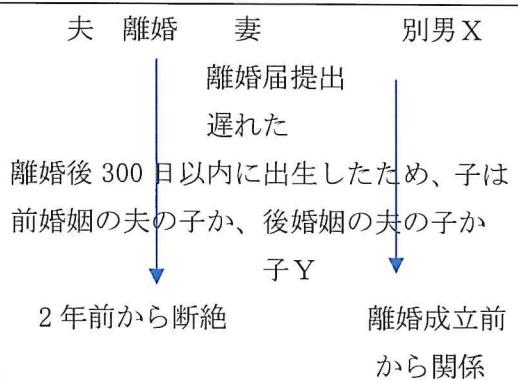
生前夫Aが実の弟の子Yを認知したこと、AXの夫婦の子なったため、XはYに扶養を求めたところ拒絶されたため、Xが「Aの認知は事実に反するとして認知無効だ」として訴えを提起した。これに対し、原則として、民法833条によって子の保護を実現することが重要であるが、認知が事実に反することを利害関係人が立証することができればその訴えを認める。そして、「認知ノ取消ノ請求ノ訴ハ認知者 A ヲ相手方ト為スヘキモノナリ」であるが認知をした者が死亡した場合は、利害関係人がその訴えをすることができる。そして、仮ニ同条ハ無効ヲ主張スルコトヲ許シタルモノトスルモ其ノ無効ノ訴ニ於テハ認知ノ無効」が判決によって認められた場合は、当初にさかのぼって効力が無効となる形成的判決ヲ求ムヘキモノ」

9 認知の取り消しの禁止（785条） 原則、子の身分の安定性の保障 例外、詐欺・強迫（内容が真実に合致していないと理解）

10 父子関係の証明

・科学的証明、間接事実による証明（性的交渉の有無等）

最判昭和44年9月4日判時572号26頁



認知請求の訴えにおいて、原告は自己が被告の子であるとの事実につき举証責任を負うべきであるが、本件事実関係によれば、Yの母がYを懐胎したと認められる期間中にXと①継続的に情交を結んだ事実があり、かつ、②X以外の男と情交関係のあった事情が認められず、③血液型の検査の結果によっても、XとYとの間には血液型の上の背馳がないのであるから、YはXの子たることを推認するに難くないのであって、この推認を妨げるべき

別段の事情は存しないのであるから、YがXの子であるとの事実は証明されたものと認めて、経験則に違反するところはない←前婚の子ではなく、Xの子

- ・認知請求 父の生存中いつまでも可能、父母の死亡の場合、死亡から3年以内 (787条ただし書)

1.1 認知の効果

- ・父子関係の発生により、親権、監護、扶養、相続 過去の扶養料請求

1.2 「準正」とは

- ・嫡出でない子が父母の婚姻によって「嫡出子」となる (789条1項)
- ・婚姻による準正 婚姻の時から「嫡出子」 (789条1項)
- ・認知による準正 認知の時から「嫡出子」 (789条2項、3項)

3. 親権とはなにか

- ・親の権利義務の総称 身上監護権 (子を監護教育する)、財産管理権 いずれも「義務」

1 親権者 (818条)

- ・成年に達しない子は親権に服する (成年擬制した未成年は服さない、親が未成年の場合は、親権者または後見人が未成年者に代わって親権行使)

2 親権共同行使の原則 (818条3項本文)

- ・例外として親権喪失 (834条)、辞任 (837条)、長期不在 他の方が単独で行使 (818条3項ただし書)
- ・未成年者に同意 (5条1項)、代理 (824条) をする場合=父母が双方一致
- ・勝手に行った「同意」、「代理」は原則無効、例外として 825条 (相手方が悪意の場合を除き有効)

3 離婚の場合の特則

- ・一方を親権者として決定 (819条1項)
- ・出生前離婚の場合は、出生後に協議で決定可能 (819条)

4 認知の場合

- ・父が認知していた場合、協議で父を親権者とすることが可能 (819条4項)

5 親権者の変更

- ・子の利益のために必要な場合は変更可能 (819条6項)

6 親権の効力 (1) 身上監護について

- ① 監護教育 (820条) 身体的側面の監護+精神的発達 (教育)
- ② 居所の指定 (821条)
- ③ 懲戒権 (822条) 身体的・物理的に拘束し、懲らしめる (懲戒場はない) しつけと虐待の境界

7 親権の効力 (2) 営業の許可について (823条)

- ・営業、雇用のいずれの場合も
- ・就労年限（満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまでは使用することができない（労基法 56 条 1 項）
- ・労働契約の制限 親権者は未成年者に代わって労働契約をしてはならない（労基法 58 条 1 項）
- ・賃金受け取りの保障 未成年者は独立して請求可能（労基法 59 条 1 項前段） 親が代わりに受け取れない（同条同項後段）

8 親権の効力（3） 子の引渡請求

- ・親権・監護権に基づく引渡請求（820 条）
- ・子の自由意思の尊重

最判昭和 38 年 9 月 17 日民集 17 卷 8 号 968 頁

Y ← D ← 兄 C X 女 同棲 A 男
821 条

← 子 B
X が働き
に出ていた時、C が X を D、D が Y へ
預け養子にしたため、X が Y に引渡
しを求める

親権者 X が B に親権を行使する際、Y が妨害しているため、B の引渡しを求めることができる。しかし、X の親権行使がなされても、B が X の支配に入ることを強制し得るものではなく、子が自由意思に基づいて第三者の下にとどまる場合は、引渡しは認められない。→ 子が 5、6 歳であっても一時的に住居すべき場所を選択する意思を持っているともいえる

- ・第三者に対する親権の効力

最判昭和 35 年 3 月 15 日民集 14 卷 3 号 430 頁

第三者	養母 D
Y 弟 = C 女 = A 兄 = X	離婚 B 残し
子 B	
兄嫁 C と結婚した Y に対し、B の母 X が子の引渡し請求をした	

X が、X と亡 A との間に生まれた子 B を A の死亡後養育している Y が（A の弟）に対し、親権に基づき、B の引渡しを求めた事案の上告審で、父 A 死亡直後、X が Y に対し、B の引渡しを求める調停を申し立てた時には、B は 3 才に満ない幼児であり、Y はその頃より引き続き B の養育を続けて来たから、Y 方に留ったことが B の自由意思に基づいたものとは到底解し得ないとして X からの引渡しを認めた事案。→ A が B の世話を Y に委託したとしても、親権者は X。X の親権の行使を妨害している Y には、引渡しを求めることができる。

- ・親権者の非親権者に対する請求

最判昭和 53 年 4 月 7 日家月 30 卷 10 号 27 頁

父 内縁 母
認知 子
認知者、親権者である父から母のもとの子の引渡し請求

幼児を認知し、かつ、審判によりその親権者と定められた父が、右幼児を拘束する非親権者である母に対し、人身保護法に基づいて幼児の引渡しを求める場合には、請求者に幼児を引き渡すことが明らかにその幸福に反するものでない限り、たとえ、拘束開始当時、右審判が未確定の状態にあって拘束者がなお親権者の地位にあり、拘束者による現在の監護が一応妥当なときであっても、その拘束は違法性が顕著であると解するのが相当である。→ 母の連れ去りは違

法と判断された事案

最判平成6年4月26日民集48巻3号992頁

歯科医Y = X元教師
子1.2
半身不随になった妻Xから夫Yが子を連れ去ったため、Xから子の引渡し請求

Xは、Yが家事等について協力してくれないことに不満を持ち、次第にYとの仲が円満を欠くようになり、子らを連れて、Xの両親宅に帰った。ところが、Yは子らが通学する小学校付近で、登校してきた子人らを車に同乗させ、自宅に連れて行き、以後、同人らと生活しているため、Xから引渡し請求がなされた。

これに対し、「幼児が、一方の配偶者の監護の下で安定した生活を送ることができるので、他方の配偶者の監護の下においては著しくその健康が損なわれ、若しくは満足な義務教育を受けることができないなど、他方の配偶者の幼児に対する処遇が親権の行使という観点からも容認することができないような例外的な場合には、幼児が他方の配偶者に監護されることが一方の配偶者による監護に比べて子の幸福に反することが明白であるものとして、拘束の違法性が顕著である」と言え、本件がそのような明白な違法性があるか否かは差戻審で精査してほしいと破棄・差し戻し→Yのもとに暮らす子らが、Xと暮らすことよりも不幸せとは言えない、として、Xからの引き渡し請求を否定する可能性あり

判断基準

- ① 子に対する拘束が法律的に違法か否か。実体法的に親権ないし監護権に基づいているものかどうか
- ② 監護教育上、子にとって最善の利益が図られるのかどうか

9 親権の効力（4）財産管理と代理権（824条）

- ・利益相反行為となる場合は、特別代理人を選任（826条1項）
- ・利益相反行為の判断基準 代理行為の動機、意図、必要性、対価の使い道等総合的に判断特に、子の財産処分であっても、財産の保持、増大という目的であれば、「財産の管理」である

★法改正

児童虐待防止法と児童福祉法の改正

親権者らによる体罰禁止を明記。児童相談所の子供の一時保護を担当する部署と、保護者の相談を受ける部署を分け、虐待事案への対応力を高めることを盛り込んだ。児相には医師なども配置。

児童虐待防止法などの改正案ポイント
・親権者に対してしつけ名目で子どもへの体罰を禁止
・児童相談所での介入対応と保護者支援を行う部署を分ける
・中核市、特別区での児相設置促進のため、政府が人材確保などで支援
・配偶者暴力対策と連携するため、児相と配偶者暴力相談支援センターで協力促進

3. 親権をめぐる問題

1 真剣喪失の審判 父母による虐待・悪意の遺棄、その他父母による親権の行使が著しく困難または不適当で、子の利益を著しく害する場合、親権喪失の審判可能（834条）

2 親権喪失の審判の要件

- ① 虐待または悪意の遺棄 子の身体に対し、意に反する物理的な力を加える
監護教育権の放棄（扶養義務の放棄）

長崎家裁佐世保支部平成12.2.23審判（家裁月報52巻8号55頁）

父（親権者）	離婚	母
長男	長女	次女

親権者である父親は、自己の気に食わぬことがあった際などに日常的に未成年者（長男）に身体的折檻を繰り返していたが、平成10年10月25日には、自宅において、未成年（長男）の態度が気に食わないとして、手拳でその顔面や頭部を数回殴打した上、洋出刃包丁でその左鼠蹊部を1回突き刺すなどの暴行を加えて、未成年者（長男）に全治約2週間を要する左鼠蹊部刺創、頭部打撲の傷害を負わせ逮捕されている。加えて未成年者（長女）に対しては性的、身体的虐待を、次女に対しては身体的虐待を加えていることもあり施設に入所している。このような未成年者の親権者である父親は、その親権を濫用して、未成年者らに対し日常的に身体的・性的暴力を加え、その福祉を著しく損なっていたことが明らかであるから、親権を喪失させる。

- ② 親権の行使が著しく困難 親権（権利・義務）の放棄（不履行）、心神喪失常況

①に準じる状況がある

- ③ 請求による審判（834条）

3 親権喪失の効果

- ① 未成年後見人の選任請求（841条）
② 保全処分 親権者の職務執行の停止、職務代行者の選任

4 親権停止の審判（834条の2）

- ① 要件 親権行使が困難・不適当 子の利益の侵害
② 請求による審判（834条の2 1項）

津家庭裁判所平成20年1月25日審判（家裁月報62巻8号83頁）

父	婚姻	母
---	----	---

子 視力を失う病気、このままだと死亡

<p>親権者が「治療できない、自分ではもうそだてられない」と手術に同意しない状況</p>	<p>未成年者の子に対する治療法としては、本件治療方法が標準治療であること、本件治療方法の成功可能性は90%以上であること、本件治療方法が成功すれば、両眼の視力を失うものの、天命を全うするまで生存できる可能性が極めて高いこと、仮に本件治療を行わなければ、1,2ヶ月以内に死亡する可能性が100%に近いとの説明を受けた。そこで、申立人（児童相談所長）は本件治療方法実施の拒否は医療ネグレクトとして虐待に該当するとの結論に達し、翌××日及び××日、△△病院において親権者（母）から事情を聴取したが、同人は障害をもつ未成年者を育てていく自信がないため本件治療方法に同意しないと主張した。</p> <p>本件治療方法を拒否する相手方らの態度は、生命という未成年者の最善の利益を害することが明白であり、民法834条に定める親権の濫用に該当する。</p> <p>現在のところ未成年者に視神経や大脳など眼球外への浸潤は認められないが、○○の腫瘍増殖速度は速く、治療開始の遅れは腫瘍が眼外へ進出する機会を増加させ、生存率を極めて低下させるため、平成20年×月中の本件治療開始が不可欠であり、△△病院においては、平成20年×月×日の本件治療実施につき、準備はととのっている。</p> <p>よって、保全の必要性は高度に認められるので親権を停止し、かわりに児童相談所長において親権を行使することとする。</p>
--	---

5 親権停止の効果（841条）

- ① 未成年後見人の選任請求（841条）
- ② 保全処分 親権者の職務執行の停止、職務代行者の選任

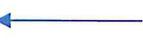
6 管理権喪失の審判（835条）

- ・父母による管理権行使が困難・不適当の場合、管理権喪失の審判可能（835条）
- ・監護教育権というより、「財産に対する管理」の行使が困難・不適当な場合

7 管理権喪失の審判の要件

- ・管理権の行使が困難（行為能力の喪失等）、管理権行使が不適当（ギャンブルに使用等）

高松家裁平成20年1月24日審判（家裁月報62巻8号89頁）

<p>親権者父 離婚 母</p>  <p>子</p> <p>子が所有する不動産を売却した代金を自身の学費にあててくれと懇願したが、父の借金に使ったのは親権の濫用だと元妻（子の母）請求</p>	<p>事件本人の元妻である申立人が、未成年者の親権者である父は、未成年者所有の不動産を売却して事件本人の債務の返済に充てるなどしているとして、親権喪失宣告の申立をした事案で、父は未成年者の親権者となつたが、離婚当時から生活費、ギャンブル及び飲酒代のために相当額の負債を抱えていたこと、事件本人は、債務の返済のために、未成年者所有の不動産を売却し、未成年者の申入れにもかかわらず、その売買代金を未成年者の希望どおり大学の授業料として使うことはなかったこと、未成年者に無断で未成年者の不動産を売却しようとしたことが認められるから、父は、管理が失当であったことによって未成年者の財産を危うくしたものと認められるとした。..</p> <p>「父は、未成年者の所有不動産を未成年者に無断で売却したこと、未成年者の希望にもかかわらず、事件本人の説明によても売却代金1000万円のうち30万円しか未成年者の学費のために使用していないのであり、未成年者の所有不動産について事件本人の説明を前提としても、その管理が適切でないことは明らかである。</p> <p>上の事実によれば、父は、管理が失当であったことによって未成年者の財産を危うくしたもの（民法835条）と認められる」とした。</p>
--	--

- 8 管理権喪失の審判の要件の効果（841 条）
- 9 親権または管理権の辞任及び回復（837 条）
 - ・やむをえない場合があるとき、家裁の許可を経て、親権・管理権辞任可能（服役、重度の病気等）
 - ・辞任事由が消滅した場合、家裁の許可を得て親権・管理権回復可能（837 条 2 項）

第1 労働契約

1 契約とは

ある法律上の効果を発生させる目的で、二人以上の当事者の申込み、承諾という意思表示の合致（合意）によって成立する法律行為。

例えば 売買 ものの所有権を移転させる
お金を払う。

法律上の効果 とは、守らないと国家が強制できる。

2 労働契約とは

使用者は、賃金を支払う。

労働者は、労働力を提供する。

労働 使用者の指揮命令によって働くこと。

3 労働契約の特徴

労働者のはうが数が多い。

使用者のはうが有利な条件になる。

労働者は、労働力を提供する。

健康や生命の危険が生じる。

賃金は、生活の糧。

契約に問題が発生すると労働者は生活に困る。

継続的な契約。信頼関係が大切な重要な要素になる。

関係が悪くなつたときの対応が困難。

第2 コロナ禍と解雇

1 問題

(1) 経営者

コロナで、企業の収益が悪化しました。人件費を削減しないと経営が成り立ちません。経営が悪化した場合に従業員を解雇して、人件費を削減できませんか。

(2) 労働者

コロナで、経営が悪化しているからクビだと言われました。仕事を辞めないと行けませんか。

2 解雇は自由にできるか

(1) 解雇の制限 労働契約法16条

(2) 整理解雇の制限 従業員に落ち度がない cf懲戒解雇 普通解雇

整理解雇の要件

- ・人員整理の必要性
- ・解雇回避努力義務の履行
- ・被解雇者選定の合理性
- ・解雇手続きの妥当性

3 コロナで経営悪化の場合には

- (1) 整理解雇の要件に照らして判断
容易に認められない

4 パート（有期雇用の場合）

有期雇用の法律関係
有期雇用の雇止め

期間制限があればただちに雇止めできるわけではない。
整理解雇の要件に準じる（ただし、正社員と比べると弱い）

5 実際に解雇されたときに争う方法

交渉
労働審判

6 労働審判とは

司法改革によって新しく出来た制度

- ・メリット
早い 3回までできめる。 ⇔ 裁判
司法判断がある ⇔ 調停 判断は出来ない
労使の委員が入る ⇔ 裁判 裁判官だけ
調停 労使双方が入る
- ・デメリット
職場復帰の解決は難しいことが多い ⇔ 裁判
解決水準は裁判より低くなる。 ⇔ 裁判

第3 コロナと賃金

1 問題

(1) 経営者

コロナで、企業の収益が悪化しました。仕事もありません。そのため従業員を自宅待機にしてもらいました。その場合、働いていないのですから賃金を払わなくてもいいですか？

(2) 労働者

コロナで、仕事がないから自宅待機を命じられました。そして、賃金も支払うことができないと言われました。緊急事態宣言が解除されれば、

出てきてもらうからとのことです。雇用調整助成金があれば、賃金は支払うことができるんじゃないでしょうか。会社は、手続きをしないようですが、そうすると泣き寝入りですか。

2 賃金とは

労働の対価である。

(1) 賃金は支払わなければならない

通常、仕事がないから、来なくてよいといってからといって賃金は支払わないといけない。労働を受け取り拒否したからといって、反対給付の賃金の支払を免れることができない。

これが、契約によって発生する法律効果である。

(2) 不可抗力なら支払わなくてもいい

しかし、大地震によって企業の建物が壊れてしまい、仕事をやってもらえないでの、来なくていいといった場合は支払わなくともいい。地震が起きたことは使用者の責任ではない。不可抗力。だから反対の賃金も支払わなくても良い。

(3) 使用者が悪くない場合でも支払うべき 休業手当

労基法の例外。使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は休業期間中の労働者に、その平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない。(労働基準法26条)

例 機械の検査、原料の不足、流通機構の不円滑による資材入手難、監督官庁の勧告による業務停止、親会社の経営難のための資金・資材の獲得困難

3 コロナの場合には

(1) 会社が自らの判断で休みにするとき

賃金を全額請求できる。

(2) 蔓延防止等重点措置や緊急事態宣言を理由にする場合

賃金を全額請求できる場合もある。

勤務先の事業の内容、担当の業務によって、本当に仕事がないのかどうかを検討する必要がある。

(3) 休業補償は支払われる場合がある

勤務先の業務の内容、担当の業務によって、仕事がない場合に休業補償が請求できる。

第3 コロナと就労制限

1 従業員がコロナに感染したことが分かったら

(1) 経営者

従業員がコロナに感染しました。出社を禁止することができますか。
出社を禁止したときの賃金は支払わなくても良いですか。

(2) 労働者

自分がコロナに感染しました。

- ・家庭で感染しました。会社を休むときには賃金は出ませんか。
- ・会社で感染しました。賃金は出ませんか。
- ・感染したのがどこか解りません。けれども、私の仕事は販売員で不特定多数の人に接します。仕事で感染したと思っています。

会社に労災補償として賃金を求めるることはできませんか。

2 従業員の賃金

- ・コロナの感染で休む場合には、病気で休むのと同じで賃金は支払われない。

- ・会社によっては有休の制度ある。
- ・社会保険の傷病手当金の制度がある。
- ・従業員がコロナの熱、咳などの症状があるときには会社の判断で出社を禁止するときは、賃金支払う義務あり。

- ・濃厚接触者の場合には支払を拒むことができる。
- ・労災といえる場合には、ケースバイケース。

会社が感染対策を怠っていたことが明らかな場合。支払義務あり。
社会的に見てやむを得ない場合。労災補償の範囲。

第4 コロナと労災

1 労災補償制度とは

労働者の業務上の事由または通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行う等の制度

その費用は、原則として事業主の負担する保険料によってまかなわれている。

2 コロナと労災

(1) 経営者

スーパーをしています。従業員がコロナに感染しました。従業員はお客様から感染したのではないか、と言っています。労災保険の適用をさせなければなりませんか。また、従業員から訴えられませんか。

(2) 従業員

スーパーの店員です。コロナウイルスに感染しました。外出はしない

ようにしていますし、感染対策もしています。スーパーでいろんなお客様に接しているので、それが感染源だとおもいます。

2 問題点

感染経路が明らかではないときには業務起因性（相当因果関係）が明らかではない。

3 厚生労働省の基準

(1) 医療従事者

業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。

(2) それ以外

ア 感染経路が明らかな場合 業務起因性あり

イ 感染経路が明らかではない場合

（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務

（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務認められる

4 本件では（労災について）

複数の感染者がいた場合は労災。そうでなくとも「顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務」であれば労災とされる

（例2）は、小売業の販売業務、バス・タクシー等の運送業務、育児サービス業務等を想定している。

5 訴えられるか

(1) 従業員が健康を害したときに訴える根拠

安全配慮義務

(2) 安全配慮義務違反

感染が予想される（予見可能性）

感染を避けることが出来る（結果回避可能性）

本件ではスーパーの対策の内容による。

第5 ワクチンを巡って

1 ワクチンの接種について

(1) 経営者

うちは病院を経営している。患者さんに安心してもらうことと病院内でクラスターが発生すれば、病院経営にとって大問題になる。従業員にワクチンを打ってもらいたい。打たない人について配転したり、賃金を減額してもよいか。

(2) 労働者

私は、持病があり、ワクチン接種は、もう少し様子を見たい。感染対策はなされているから、仕事の担当を変わる必要はないはず。ワクチン施主をしたかどうか言わなければならぬか。いわない場合にも配転され、賃金も減額されるという。違法ではないか。

2 問題

ワクチン接種は自由であって強要することはできない。

しかし、組織によっては、ワクチン接種を義務づけたい仕事もあり得る。

ワクチンの接種を命じていいか

ワクチンの接種をしないことを理由に仕事を変更させてよい（配置転換の自由）

3 本件では

ワクチン接種の有無を聞いたり、それを理由に降格や賃金減額をすることは違法であり、下げた場合には、あとで、差額を支払う義務が生じる。

また、慰謝料の支払い義務が発生する可能性がある。

第6　まとめ　コロナウイルスに関する労働問題

労働法の考え方で対処できる。

コロナの前から、不当な解雇、残業代の未払い、労災事故、過労死等の問題があった。

人を雇う人は、労働法を絶対に知っておくべき。

労働者側も、労働法の権利行使するべき。

労働組合が、結成されて、しっかり監視をするべき。

取締役の報酬

服部育生

【1】 定款 又は 株主総会普通決議により定めるべき事項

(1) 確定額報酬

8名いる取締役の基本報酬総額の上限を月額900万円とか

年額8500万円 etc と定める 会361条1項1号

上記の枠内で、個人別報酬額の決定を取締役会へ一任する。

最判昭60・3・26判時1159号150頁

実務上、取締役会が代表取締役へ再一任する。

最判昭58・2・22判時1076号140頁

(2) 不確定額報酬

総会決議で、「取締役8名全員について、会社の営業利益の3%を上限とする」etc
会361条1項2号

(3) 非金銭報酬 会361条1項3号

「具体的な内容」 ストックオプション 社宅等

【2】 報酬の形態

(1) 奉給・賞与

(2) 退職慰労金 (在職中の職務執行の対価)

確定額報酬であるが、実務上、総会では最高限度額も定められない

「□□会社が定める支給基準に従って、その具体的な金額、支給期日、支給方法を取締役会に一任する」旨を総会で決議する。

判例はこの方法を承認 最判昭39・12・11民集18巻10号2143頁

(3) ストック・オプション

(4) 使用人兼務取締役

取締役報酬分（小） + 使用人給与分（大）

株主総会では、報酬額には使用人給与分が含まれていない旨を明示して、取締役の報酬決議を行う。 最判昭60・3・26 判時1159号150頁

【3】定款 又は 株主総会の定めがない場合

- (1) 定款または株主総会で報酬を定めていない以上、取締役は報酬を受ける権利を有しない。
最判昭56・5・11 判時1009号124頁
もし、報酬を受けたならば、会社に返還又は損害賠償する責任
最判平15・2・21 金法1681号312頁

- (2) 株主全員の同意があれば、支給は適法有効

上記 最判平15・2・21 金法1681号312頁
事後的に株主総会で支給を追認すれば、支給は適法 有効
最判平17・2・15 判時1890号140頁

【4】報酬の事後変更

- (1) ひとたび定款または株主総会決議により取締役の報酬額を定めると、それは会社・取締役間の任用契約の内容をなすから、たとえ株主総会決議によるにせよ、任期途中で取締役の同意なく報酬を不支給としたり減額することは許されない。
最判平22・3・16 判時2078号155頁

- (2) 取締役が事前に同意していれば、不支給・減額も可

- (3) 取締役会規則etcにより、取締役の報酬額が役職ごとに定められている場合、取締役が、その内規や慣行を了知して就任した以上、任期中に役職が変更（専務⇒平取締役）されたときには、それに伴い報酬も減額されることについて黙示的に同意している。
東京地判平2・4・20 判時1350号138頁

【5】具体的なケース問題

甲社（東証2部上場）では、2018年度の株主総会において取締役報酬総額の上限を年5億円とする株主総会決議がなされている。甲社においては、取締役報酬に関する内規により、取締役の職階に応じて月ごとの報酬額が定められており、職階の変更があった場合、内規に従って報酬額が増額されたり減額されることが慣行になっている。

甲社の2018年6月の定時株主総会ではA～H合計8名の取締役が選任され、取締役会においてA及びBが代表取締役に選定された（A社長、B副社長）。取締役会では各取締役の職階も決定され、それに連動して2018年7月から、上記総額の範囲内で、上記内規に従って各取締役の報酬額が決定された。Cは専務取締役として、その報酬額は月額200万円と決定された。

ところで甲社は、Aの父親たるEとCの2名により創業された会社であり、甲社従業員の中には、Cを慕う者が多い。現社長Aにとって年長者Cの存在は、目の上のタシコブであった。実際Aの意見とCの意見が、食い違うことも多かった。

2018年10月にEが死去した。Eの死去後、Aは日増しにCを避けるようになった。2018年11月30日の取締役会で、AはCを専務取締役から非常勤の取締役に降格する提案を行い、その提案は5名の取締役（A B F G H）の賛成により承認された。反対者はCDの2名であった。従前、甲社には、社外取締役以外に非常勤取締役は存在したことがなく、非常勤取締役の報酬内規はなかった。11月30日の取締役会では、非常勤取締役の報酬を月額30万円以内とする内規案が提出され、これについても取締役5名（A B F G H）の賛成により承認された。その結果、Cの月額報酬は2018年12月から30万円に減額され、2020年6月まで30万円の報酬が毎月支払われた。2020年6月の定時株主総会では、Cは取締役に再任されなかった。

[問] Cは、甲社に対し、報酬に関しどのような請求をすることが可能ですか。

取締役の報酬額が役職ごとに定められ、それが会社の内規・慣行になっている場合、その内規・慣行を了知して取締役に就任した場合、任期中に役職が変更されたならば、報酬が減額されることについても黙示的に同意していると解することができる（多数説）。慎重な学説は、次のように説く。職務内容の変更という名目で報酬減額が図られるリスクが否定しえないから、職務内容変更に正当な理由が存在しない限り、報酬減額には、当該取締役の承諾を要する（少數説）。

不適切な職務内容変更が行われるケースでは、そのような変更についてまで事前の同意が推認されるわけではない。甲社には、取締役の職階に応じた報酬内規が存在し、それに従った慣行がある。仮に従来から存在する職階への変更であれば、30万円への減額分170万円について、Cは甲社に請求できない。

しかし甲社では、社外取締役を除いて、従来、非常勤取締役という役職は存在していなかった。新たに減額対象となるCに合わせる形で職階（及びそれに伴う報酬額内規）が新設された場合、Cはそのような職階につくことに関して予見可能性がないから、「役職ごとに報酬が定められ、当該慣行を了知して取締役に就任した者」にCは該当しない。したがって、Cに事前の同意は推認されないから、少數説によれば勿論、多数説によっても、Cの報酬減額は認められない。

Cは、(200万円 - 30万円) × 19か月 = 3230万円の支払いを甲社に対して請求できよう。

2021年10月30日

第5回 個人情報の保護と情報の「活用」の法律問題

担当：高槻 洋

はじめに

コロナ禍の中での、各種給付金の支給の際の問題点・・遅い、間違える、虚偽申請、日

本は遅れている等々 これはデジタル化によって、解消されるのだ・・

いわゆるデジタル社会の到来が叫ばれる中で、私たちのプライバシーは、主権は、財産

はどうなっていくのか

たとえば、データの漏洩、違法収集、目的外利用等

LINE 問題・・データの国外流出等

1 政府の「デジタル」体制の整備

i) デジタル関連法以前の体制

2001年1月 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）・・内閣に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 総合戦略本部）
→デジタル社会形成基本法へ

2002年8月 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳ネットワークの稼働（住民票コード）、住基カードの発行（2003年8月）、2015年12月で新規発行停止。以後は、マイナ

ンバーカードに移行。

2002年12月 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（行政手続オンライン法）

2008年3月6日 住基ネット違憲訴訟最高裁判決・・合憲。「住民基本台帳ネットワークシステムにより行政機関が住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為は、当該住民がこれに同意していないとしても、憲法13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではない。」（原審大阪高裁判決は、違憲判決）

2013年5月 内閣法改正により内閣官房に内閣情報通信政策監を置く→デジタル庁設置法で廃止、デジタル監の設置

2019年5月 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）
・・デジタルオンライン化法を改正

2021年1月 スマートシティ・ガイドブック

ii) デジタル関連法の内容

① デジタル社会形成基本法

「デジタル社会」を定義し（第2条）、その形成に関する基本理念を明らかにする（第3条～第12条）。そして国及び地方公共団体の責務や、事業者の責務を示すとともに、基本理念に対応した施策の基本方針を規定する（第20条～第35条）。

② デジタル庁設置法

デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣、他にダジタル大臣、デジタル監。

デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整を担当

分担管理事務として

- ・デジタル社会形成に関する重点計画の作成及び推進
- ・個人を識別する番号に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用に関すること並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理
- ・情報通信技術を利用した本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・データの標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に係る総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進

など

今回の改正の一つのポイントが、マイナンバーカード、もしくは個人識別番号制度の大強化にあることがわかる。

③ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

個人情報保護法（の改正）、押印・書面交付等を求める手続を定める法律の改正、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の一部改正、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（郵便局事務取扱法）の改正、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に

に関する法律（公的個人認証法）の改正

a. 個人情報保護制度の見直しについて

ア 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の 3

本の法律を 1 本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度について

も統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会

に一元化。

イ 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として

民間の病院、大学等と同等の規律を適用。

ウ 学術研究分野を含めた GDPR (EU 一般データ保護規則) の十分性認定への対応を

目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例

外規定として精緻化。

エ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工

情報の取扱いに関する規律を明確化。

b. マイナンバー法の改正

ア 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。

イ 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。

ウ マイナンバーカードに関する利便性をあげるための措置

一デジタル関連法は、6 法案の一括法案として国会に上程されたが、その中の一つは、

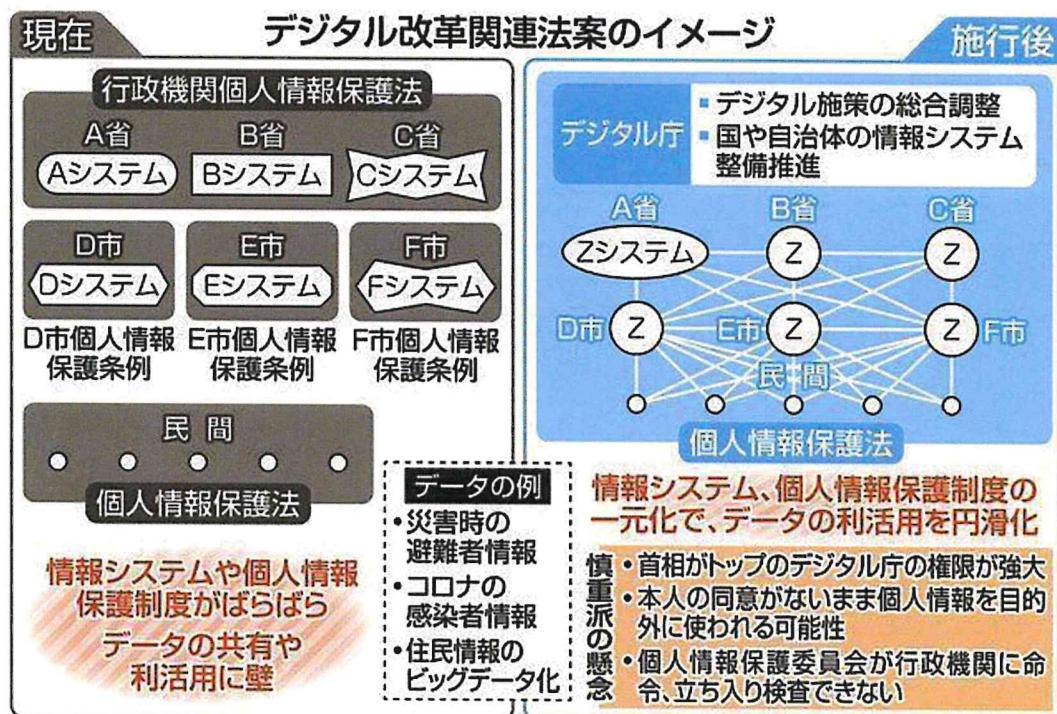
多くの法律の改正案を含む、一括法案となっている異常さ

④ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

⑤ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法

律

⑥ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律



参院内閣委員会での主なやりとり

	与野党が指摘した懸念	菅首相の答弁
目的外利用と情報漏えい	自分の情報が目的外に使われ、漏えいするのではという国民の不安感もある	法案は個人情報の一元管理を図るものではなく、システム、ルールを共通化し、データを利活用するもの
権利保護	法案の目的に、積極的に個人の権利・利益の保護を規定するべきではないか	法案の目的の「国民の幸福な生活の実現」には、個人の権利・利益の保護も含まれる
個人情報保護委員会の監督	捜査に関する警察の個人情報の取り扱いを、どのように監視監督するのか	必要に応じて報告を求めるなどの方法で、適切な取り扱いを確保する
自己の情報を管理する権利	自己の情報がどのように集められるのかを知り、不当に使われないように自己管理する権利は重要だ	本人による個人情報の開示、訂正、利用停止などを可能とする規定を設けている
マイナンバーカード普及	健康保険証との一体化を進めているが、カード普及のため健康保険証を廃止するのか	健康保険証のあり方は、カードの普及状況、医療機関の環境整備の状況を踏まえ検討する

2 プライバシーと個人データ

i) プライバシーの考え方

- ① 「私生活をみだりに公開されない権利」
- ② 「自己に関する情報をコントロールする権利」

単に自由としての「放っておかかる権利」（相手に対して不作為を要求する権利）

から、自分の情報に対する訂正などの作為を要求する権利を含むものへ

それを具体化したものとしての、OECD プライバシーガイドライン

a. 収集制限の原則

— 適法かつ公正な手段によって本人への通知又は同意に基づく収集を行うこと

b. データ内容の原則

— データ内容の正確性、完全性、最新性を確保すること

c. 目的明確化の原則

— 利用目的を明確にすること

d. 利用制限の原則

— 利用目的以外の目的での利用は行わないこと

e. 安全保護の原則

— 個人データの安全管理を行うこと

f. 公開の原則

— 個人データの収集事実、所在、利用目的や管理者等に関する情報を公開すること

g. 個人参加の原則

—本人が関与できる機会を提供すること

h. 責任の原則

—これら原則を遵守する責任があること

2013年改正ガイドライン

③ 自己情報コントロール権の限界

膨大なデータベースの蓄積

個人の能力の及ばない「絵に描いたコントロール権」

個人データの越境に対処する、グローバルな対応、枠組み作りの要請・・EUデータ

保護規則（GDPR）

ii) 急速なデジタル化の進展とプライバシーの保護

① 危機はどこにあるか

自分のデータを自分で管理できること・・同意なき収集、移転、目的外利用、望まぬデータの残存

外国企業によるデータ支配・・国家の安全保障の危機

国家によるデータの一元的管理の進行（デジタル関連法）

② 対応の例

堤未果『デジタル・ファシズム』（NHK出版新書、2021年）が紹介するエストニアの対応

EU一般データ保護規則

令和3（2021）年11月6日（土）実施

2021年度後期市民公開講座

「交通事故をめぐる法律問題」

愛知学院大学法務支援センター

教授 浅賀 哲

1 交通事故の3つの責任

(1) 行政上の責任

道路交通法103条

免許（仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなった時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。

・・・

七 道路外致死傷をしたとき（次項第五号に該当する場合を除く。）。

(2) 刑事上の責任

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律⇒後記

(3) 民事上の責任

第709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

自動車損害賠償保障法 第3条

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

2 裁判所の実務

(1) 刑事裁判の実務

○冒頭手続

○証人調

○判決

(2) 民事裁判の実務

○訴訟提起

○弁論・弁論準備期日

○証人調べ

○和解

○判決

3 交通事故による損害の請求

case 4 – 1

私は、車で赤信号待ち停車中、運送作業中のトラックに追突される交通事故に遭いました。事故で私の車は大破し、私自身怪我で3日間入院しその間仕事を休みました。その後約3ヵ月間バスで通院し、最近やっと通院が終わりました。今回、誰に対しどういう損害の請求が可能でしょうか。

○ 法律知識

第709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第三条 自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

○ 物的損害と人的損害の項目について

資料 交通事故損害賠償額算定基準 名古屋相場

○ 証拠の話

- ① 交通事故証明書
- ② ドライブレコーダー
- ③ 写真
- ④ 修理明細書
- ⑤ レンタカー領収書
- ⑥ 請求書
- ⑦ 診断書

⑧ 診療報酬明細書

- 遅延損害金 5パーセント
⇒ 民法改正 3パーセント

4 後遺障害に関する損害

case 4 - 2

私は、横断歩行歩行中に信号無視の自動車に轢かれる交通事故に遭い、下半身が完全に麻痺し車椅子生活となり、事故前の職業に復帰出来ず、自宅改造や生活全般の家族の付添介護が必要になっています。加害者に対し、後遺障害に関してどのような損害を請求することができるでしょうか。

○法律知識

○後遺障害に関する損害賠償請求方法

5 損害賠償額の減額事情

(1) 過失相殺

(2) くびなが事件

6 交通事故紛争の解決方法

case 4 – 3

私は、交通事故で負傷し後遺障害認定を受けました。事実関係について争いはないものの、過失割合や損害額に争いがあり、加害者側保険会社から少ない賠償額を提示され話し合いでの解決は難しそうです。何らかの手続を利用して解決したいのですが、手続や費用等について教えてください。

○法律知識

○紛争解決手続の選択にあたって

資料　日弁連交通事故相談センター

弁護士賠償保険　L A C

住所	(面接相談・高次脳機能障害面接相談) 〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル9階　名古屋法律相談センター内（示談あっせん）〒460-0001　名古屋市 中区三の丸1-4-2　愛知県弁護士会館内
取扱業務内容	面接相談　高次脳機能障害面接相談　示談あっせん
電話	(面接相談・高次脳機能障害面接相談) 052-565-6110 (示談あっせん) 052-221-7097
相談時間	(面接相談) 毎週月～土 10:15～12:45 13:30～16:00 ※休憩時間各相談につき 5分

添付資料

1 交通事故損害賠償額算定基準

以上

平成二十五年法律第八十六号

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

(定義)

第一条 この法律において「自動車」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。

2 この法律において「無免許運転」とは、法令の規定による運転の免許を受けている者又は道路交通法第百七条の二の規定により国際運転免許証若しくは外国運転免許証で運転することができるとされている者でなければ運転することができないこととされている自動車を当該免許を受けないで（法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。）又は当該国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持しないで（同法第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する場合又は本邦に上陸（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十条第一項の規定による出国の確認、同法第二十六条第一項の規定による再入国の許可（同法第二十六条の二第一項（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。）又は出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の十二第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。）をした日から起算して滞在期間が一年を超えている場合を含む。）、道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。）において、運転することをいう。

(危険運転致死傷)

第二条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。

- 一 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為
- 二 その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為
- 三 その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為
- 四 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

五 車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為

六 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行（自動車が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。）をさせる行為

七 赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

八 通行禁止道路（道路標識若しくは道路標示により、又はその他法令の規定により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分であって、これを通行することが人又は車に交通の危険を生じさせるものとして政令で定めるものをいう。）を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

第三条 アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は十二年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は十五年以下の懲役に処する。

2 自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、その病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた者も、前項と同様とする。

（過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱）

第四条 アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させることその他その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたときは、十二年以下の懲役に処する。

（過失運転致死傷）

第五条 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

(無免許運転による加重)

第六条 第二条（第三号を除く。）の罪を犯した者（人を負傷させた者に限る。）が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、六月以上の有期懲役に処する。

2 第三条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は六月以上の有期懲役に処する。

3 第四条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、十五年以下の懲役に処する。

4 前条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、十年以下の懲役に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年六月一二日法律第四七号)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

刑事裁判と人権

2021年度後期市民公開講座レジュメ：2021年11月13日(土)

梅田 豊（愛知学院大学）

1. 刑事裁判の概要

- 1) 民事裁判：私人対私人（個人の権利義務関係の紛争解決）→ 形式的真実
- 2) 刑事裁判：国家（社会）対個人（治安・秩序に対する侵害行為）→ 実体的真実
- 3) 刑事手続の流れ＝捜査 → 起訴 → 公判 → 判決 → 確定（上訴）→ 刑の執行
- 4) 被告人に対する刑罰という厳しい制裁の可能性
→ 檢察官に要求される証明のレベル＝「合理的な疑いを越える証明」
cf. 民事裁判の「証拠の優越」
→ 「無罪推定」の原則 「疑わしきは被告人の利益に」の原則
- 5) 檢察官の高度な立証には事前の十分な証拠収集が必要 → 捜査手続
=犯人（と疑われる人）を確保し証拠を収集・保全する手続
- 6) 強制処分に対する法的規制
 - ・強制処分＝逮捕・勾留 捜索・押収（差押え）
 - ・強制捜査による被疑者・被告人その他の捜査対象関係者の人権侵害の危険性
→ 捜査権限制約原理＝強制処分法定主義&令状主義
- 7) 強制処分法定主義＝強制処分は予め国会で定める法律に規定
・最近の例（1999年通信傍受法）
- 8) 令状主義＝強制処分の発動に予め裁判官の発する令状を要求
← 個々の強制処分の実施に際して裁判官にチェックさせる

2. 戦後の誤判・冤罪事例

- 1) 死刑再審無罪4事件（4大死刑冤罪事件）
①免田事件 ②財田川事件 ③松山事件 ④島田事件
- 2) 免田事件
 - ・事件発生 1948年12月29日深夜 熊本県人吉市
 - ・祈祷師の夫妻が頭部等に割創・刺創を受け死亡 中学生娘2人が重傷
 - ・免田栄氏（当時23歳）逮捕・起訴 → 1951年12月最高裁死刑判決確定
 - ・1949年1月13日夕方 警察署に連行
 - ・翌午前3時 玄米と糀の窃盗容疑で緊急逮捕 ← 別件逮捕（13日夕方～16日正午）
 - ・ほとんど睡眠を与えず 正座・腕立て伏せ強要 小突く・殴る等の暴行で自白追及
 - ・17日に全面的「自白」
 - ・アリバイ主張：事件当夜29日「丸駒」宿泊 ← 裏付けあり
 - ・敵娼の女性に「免田さんが泊まったのは30日である」と警察誘導

- ・第1回公判：事件の外形事実を認め殺意は否認
(「当時は心身共に疲弊していて、反論する気力も無くしていた」)
- ・第3回公判被告人質問：明確なアリバイ主張
- ・弁護人：アリバイを裏付ける物証・証人を提出 自白の任意性・信用性否定
- ・第1審判決：有罪・死刑 → 控訴・上告も死刑確定（1951年12月）
- ・第6次再審請求で再審開始決定（1979年9月）再審開始確定（1980年12月）
- ・再審無罪判決（1983年7月）：発生から34年6カ月（当時57歳）
- ・刑事補償：31年7カ月の拘禁日数に対して9071万円余

3) 他3事件

- ・財田川事件（強盗殺人事件）：事件発生（1950年2月）谷口繁義氏（当時19歳）
逮捕（1950年4月）→死刑確定（1957年1月）→再審無罪判決（1984年3月）
- ・松山事件（殺人放火事件）：事件発生（1955年10月）斎藤幸夫氏（当時24歳）
逮捕（1955年12月）→死刑確定（1960年11月）→再審無罪判決（1984年7月）
- ・島田事件（幼女誘拐殺人事件）：事件発生（1954年3月）赤堀政夫（当時25歳）
逮捕（1954年5月）→死刑確定（1960年12月）→再審無罪判決（1989年1月）

3. 誤判・冤罪の原因

1) 別件逮捕

- ・証拠のある軽微な事件（無銭飲食の詐欺容疑・万引きの窃盗容疑等）で逮捕
→ 逮捕後は強盗殺人事件等の取調べで自白追及
- ・実質的に強盗殺人による逮捕・取調べ ← 令状主義の精神に反する=違法

2) 自白調書の問題点

- ・捜査段階の自白を直接聞いてるのは取調べ官（捜査官）のみ
- ・自白調書=捜査官の作文（署名・押印で供述者が内容の正確性を認めたことになる）
- ・取調べから署名・押印まで全手続が密室・立会人なし ← 自白強要の可能性

3) 代用刑事施設（代用監獄）の問題

- ・警察留置場（同じ警察署の中）← 24時間監視下で連日長時間の取調べ

4) 裁判官はなぜ「虚偽自白」を見抜けないのか

- ・ほぼ全事件で自白調書作成 → 公判提出：9割以上は争わない事件
- ・自白調書があるのに法廷で否認する被告人は一部 ← 往生際の悪い奴？
- ・取調べ過程の客觀性の問題 → 取調べ可視化（後述）

4. 最近の冤罪事件

1) 志布志事件

- ・2003年4月鹿児島県議選：初当選した男性及び妻と関係者11人公選法違反で起訴
→ 強圧的な取調べで6名が無実の買収を「自白」
→ 2007年元被告12人全員（1人公判中死亡）の無罪が確定
- ・取調べの過程で親族の名前を書いた紙を踏ませる「踏み字」という精神的拷問

2) 氷見事件

- ・2002年1月・3月富山県氷見市内で強姦・強姦未遂事件
- ・両事件で有罪・実刑判決確定 → 服役後真犯人判明 → 再審無罪
- ・警察の長時間の取調べで意識朦朧「家族はおまえを見捨ててるぞ」 → 虚偽自白

3) 呼吸器事件

- ・2003年5月湖東記念病院：植物状態の男性患者が死亡
- ・人工呼吸器チューブを引き抜き殺害容疑 → 看護助手の女性が殺人罪に問われる
- ・懲役12年確定 → 2020年3月31日再審無罪判決
- ・再審段階で単なる事故だった可能性を指摘する検査報告書

5. 被疑者国選弁護制度

1) 従来の制度

- ・国選弁護人：被告人段階（規定上の問題：憲法37条、刑訴法各規定）
- ・検査段階：私選弁護人

2) 当番弁護士制度の展開

- ・1990年代：福岡弁護士会など → 全国拡大

3) 司法制度改革審議会意見書（2001年）

4) 被疑者国選弁護人制度

- ・2004年立法 → 2006年実施（当初一部重大事件に限定）
→ 2018年全事件勾留被疑者に拡大

6. 取調べ可視化（録音・録画）

- 1) 2010年9月障害者郵便制度悪用事件の証拠改ざん事件
- 2) 検察の在り方検討会議：取調べ可視化の実施提言
- 3) 2016年立法 → 2019年から実施
- 4) 基本的に検査側の密室の取調べ状況の検証 → 自白の任意性を担保
- 5) 対象事件＝裁判員裁判対象事件+検察独自検査事件
・近時検査側の実質証拠としての活用：一部録画による誤った心証形成のリスク

7. 裁判員裁判制度

- 1) 国民の司法参加（司法制度改革審議会意見書）
- 2) 諸制度の比較
 - ・陪審制度（英米）：陪審員は被告人の有罪・無罪のみ判断（量刑は裁判官）
 - ・参審制度（独仏）：参審員と職業裁判官とが共同で有罪・無罪と量刑の両方を判断
 - ・裁判員制度（日本）：有罪・無罪と量刑の両方＝参審制度に近い
(ただし選任は事件毎：陪審と同様)

8. 取調べ立会権保障の必要性

- 1) 捜査機関の自白追及姿勢 ← 取調べ自体の規制＝取調べ立会いの必要性
- 2) 日産自動車カルロス・ゴーン元会長の捜査
 - ・日本の刑事司法が海外から特に批判された点：弁護人の立会い問題
 - ・取調べと勾留の運用が連動（人質司法）
- 3) 米国 1966 年ミランダ判決：身体拘束中の取調べに黙秘権・弁護人の立会い権保障
→ 諸国も弁護人立会いを原則
- 4) 反対論：取調べが困難＝事案の真相解明を阻害など

9. 適正手続（人権保障）の重要性

- ・黙秘権（憲法 38 条 1 項）
 - ・令状主義（憲法 33 条、35 条）
 - ・弁護人依頼権（憲法 34 条）
 - ・反対尋問権（憲法 37 条 2 項）
- * 10 人の真犯人を逃すとも、1 人の無辜（むこ＝無実の人）を罰するなかれ
* 被害者の人権か加害者の人権か？

<参考条文（憲法）>

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条 1 項 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ検索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

第 37 条 2 項 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

同 3 項 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。

第 38 条 1 項 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

同 2 項 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることはできない。

国家と国民

11月20日

初川 満

1、国家

(1) 国家の成立 “要素”

①領域

領土

領空

Cf. 宇宙

領海

Cf. 排他的経済水域

大陸棚

深海海底

※一海里 = 1.852km

公海

②国民

③統治

(2) 国家の成立

①近世から現代へ

②当該地域の意思 (ex. 台湾)

③国家承認 (ex. アフガニスタン)

・時期尚早の承認 (ex. キューバ)

・政府代表権問題 (ex. 人民中国と台湾、ミャンマー)

2、国民

(1) 法主体としての個人

(2) 国籍の基本原則

(3) 国籍の取得

- ・属人主義（血統主義）
- ・属地主義（生地主義）
- ・帰化

(4) 国籍の喪失

(5) 国籍の抵触

3、外国人

(1) 入国の自由

(2) 出国と追放

(3) 難民

4、日本国憲法における扱い

(1) 憲法第3章「国民の基本的権利及び義務」

(2) 外国人

(3) 天皇

(4) 企業

貴方が死ぬ前並びに貴方が死後の手続きについて ～相続税の節税～

令和3年11月27日

愛知学院大学特別教授
弁護士 國田武二郎

第1 はじめに

- 1 国税庁によれば、2019年亡くなった人は約136万人で、このうち相続税の課税対象となった被相続人は約11万5千人で、死亡者全体の8・3%で、12人に1人が相続税を課されている（全国平均）。
- 2 実際に相続税を納税することになった19年の相続人数は、約25万5000人で死者の約2倍。被相続人一人当たりの相続税額の平均1714万円。
相続税から逃れようとし隠匿しても、税務調査（被相続人の約6人に1人は調査を受ける）受けた場合、バレル割合は85%で、追徴税額の平均は641万円である。
- 3 相続税だけでなく、遺産の分け方を巡って近親者でもめる「争族」も多い。家庭裁判所で争われる遺産分割は年間約1万5000人。争族は、平均で1日に40件発生している。

※基礎控除：3000万+600万×相続人の数

※配偶者100万、長男50万、次男50万→200万まとめて納付できず各相続人が個別に支払う。現金配分が少ない相続人は納税の際困るので確実に納税できるよう分配に心掛けること。

第2 申告漏れがあった場合どんなペナルティがあるか

- 1 追徴課税（延滞税、過小申告加算税、無申告加算税、重加算税）が課せられますが、本来納める筈の税金に加えて5~40%課税されます（隠ぺいなど悪質な場合、35%~40%）。
- 2 また刑事罰として10年以下の懲役、または1000万円以下の罰金、その両方が科せられます。
- 3 申告漏れのうち3割以上が現金や預貯金、子や孫の名義で預金していたとしても、名義人が管理していない場合は名義預金として課税対象となるので注意。

第3 相続財産

- 1 控除されるもの：葬儀費用、借金などマイナス財産、但し、被相続人が生前購入したお墓や仏具等で、未払い代金など「非課税財産に関する債務」は、マイナスの財産にならない。
- 2 被相続人が亡くなった全ての財産が相続の対象となるが、これらが全て課税の対象になる

わけではない。お墓や礼拝道具、仏具等は非課税。但し、金の仏像は、骨とう品として課税対象。

3 生命保険金や死亡退職金（500万×法定相続人の数の金額まで）も非課税。

第4 配偶者控除が得とは限らない場合もある

1 配偶者控除とは、相続財産の2分の1、または1億6000万円のどちらか大きい方の金額まで相続税は課税されない制度

2 父遺産総額2億：相続人：母と息子一人：配偶者制度を活用した場合

一次相続→母1億6000万（相続税ゼロ）、息子4000万（相続税668万）、2次相続母1億6000万円→息子相続税3260万円

合計3928万円

3 法定相続分で分けた場合

一次相続→母：1億（相続税ゼロ）、息子1億（相続税：1670万円）、2次相続→母1億→息子相続税1220万円

3 2次相続まで含めて相続税が最小になる分割を考えることが必要。

合計2890万円

第5 生前贈与による節税（生前）

1 一人当たり年間110万円まで非課税になる暦年贈与（1月1日～12月31日ごとの贈与）。例えば子供2人で3億円の資産を持っている場合、対策をしなければ約7000万円もの相続税が課される。しかし、子供2人とその配偶者2人、孫6人を含めた10人に毎年110万ずつ贈与した場合、10年間で1億1000万円の資産を減らせる。何も対策しない場合に比べ4000万円弱も節税できる。（もっとも、相続の発生から遡って3年以内の贈与は相続税に含まれます。）

※早く始めるほど、受け取る人が多いほど節税ができる。もう少し身近な金額でいうと、年間110万円を3人に10年間贈与した場合、 $110\text{万} \times 10\text{年} \times 3\text{人} = 3300\text{万円}$ （これが非課税）

2 相続税と贈与税の一体化で早ければ2022年も改正でダメになる可能性もある。

第6 生命保険の死亡保険金の節税（生前）

500万円×相続人に数（法定相続人の人数分で相続放棄した人も含む）まで非課税。例えば、死亡保険金が1500万円として、長男が受取人になっている。そして、他に次男、3男がいる。この場合、 $1500\text{万円} - 500\text{万円} \times 3\text{人} = 0\text{円}$ となる。

但し、①被保険者が被相続人であること、②保険料の負担者が被相続人であること、③受取人が相続人であること、これ以外の場合は、保険金が相続財産になったり、贈与税、所得税がかかります。

第7 不動産を活用した節税（死後）

不動産の評価額を下げると税額は抑えられる。その条件

1 自宅として居住：遺族の生活基盤を守る必要がある。これは、「小規模宅地等の特例」という制度によるもので、評価額が最大80%減額される。土地の面積330m² それ以上の面

積を有している場合でも 330m^2 のみ減額の対象となる。坪単価の高い土地ほど効果的。
自宅用の宅地 $7000\text{万円} \times (100\% - 80\%) = 1400\text{万円}$ （評価額） 5600万円
減額

2 不動産を他人に貸している。

店舗、事業用：所有し事業を続ける親族、 400m^2 80%

賃貸用：所有し事業を続ける親族、 200m^2 、50%

3 お墓の隣や騒音の酷い場所も使用が敬遠される場所にある場合も評価額が下がります。

第8 教育資金の贈与（生前）

1 子や孫への教育資金の援助を目的とした贈与は 1500万円 まで非課税（2021年3月末で終わりであったが、2年間延長）。

2 金融機関に教育資金管理契約（機関専用口座）を開設。そこで贈与財産を入金する。入学金や授業料の領収書等を提出→領収書など提出した金額から贈与者の口座に払い戻される。

非課税枠

入学金、授業料など学校に直接支払うもの

最大 1500万円 非課税

スポーツ教室、料理教室などの習い事や学習塾に支払うもの

最大 500万円 非課税（ 1500万円 に含まれる）

3 適用条件

① 直系尊属から 30 歳未満の子や孫への贈与

② 教育資金口座を金融機関に開設し、そこにお金を預け入れること

③ 受贈者の前年の合計所得金額が 1000万円 以下であること。

※親から教育資金として 1500万円 もらったが、 500万円 を学費に使った後、親が亡くなった。この時、 1000万円 は、相続税の対象となる。

第9 住宅取得資金の贈与（生前）

購入する住宅の条件：①床面積が 50 以上 240m^2 、②マンションなどの耐火建築物は築 25 年以内、木造は築 20 年以内、③一定の耐震基準を満たすことが建築士等で証明されていること、

贈与を受ける人の条件：①贈与を受けた年の翌年の3月15日までに住宅を所有する。②贈与を受けた年の翌年の3月15日までに住宅に居住または、遅滞なく入居することが確実であること、③合計贈与金額が 2000万円 以下、④贈与を受けた年の1月1日時点で 20 歳以上であること。

第10 結婚・子育て資金（生前）

1 結婚に際して支出する婚礼費用（披露宴も含む）は最大 300万円 まで。

2 住居費用及び引っ越し費用

3 妊娠に関する費用

4 出産に関する費用

5 子の医療費

6 子の保育料

・・・・・合計で最大1000万円までは非課税

※この場合も金融機関に専用口座を開設し、証明書を出す必要がある。

※受贈者は、20歳以上50歳未満の個人。贈与者はその直系尊属（父母・祖父母・曾祖父母に限られる）

第11 相続時精算課税制度（生前）

贈与時には無税か20%の贈与税を支払っておき、相続時に清算する制度。払いすぎていればその分返納されるし、納付が不足していれば追納されます。

この制度は、60歳以上の親から20歳以上の子、または孫への贈与が認められており、確定申告の際に、相続時精算課税選択届書を提出します。贈与者一人につき2500万円までは、贈与税は非課税です（通常の贈与であれば、贈与税は810万5000円）。超過分についても、一律20%の税率となるので、贈与時の税負担を軽くすることができます。相続より早い段階で多額の贈与を行う場合に有効。

第12 空き家となった実家を売るのは相続の前と後でどちらがベストか。

- 1 一人息子が別居。夫に先立たれた妻は高齢になり施設に入る。このため、実家は空き家となる。この場合、空き家になった時点で売るか。母親が亡くなった後で売るか。
- 2 前提として、1982年に父が土地を1000万円で購入し、自宅を建てた。10年後に父死亡。母親が土地と建物相続。建物が老朽化したので、取り壊し、9500万円で売却。売却経費は500万円。施設に入所した母親の生前に売却した場合、譲渡益は売却益（9500万円）から取得費（1000万円）、売却経費（500万円）、居住用特例の控除（3000万円）を引いた5000万円。課される譲渡税は軽減税率も適用され約700万円。
- 3 母親が亡くなった後に、一人息子が売却した場合、譲渡益は居住用特例の控除が適用されず、軽減税率も適用されないので、譲渡税は約1600万円となる。つまり、相続の発生後に売却した場合約900万円を多く税金を払うことになる。
- 4 もっとも、1981年5月31日以前に建てた建物は、築古物件として、親の死亡後に相続しても、「相続空き家に関する特例」により3000万円が控除される。だから、母親死亡後に売却しても、譲渡税は約1000万円で済む。さらに子供3人が実家を3分の1ずつ相続すれば、それぞれ3000万円が控除され、譲渡税はゼロとなる。
- 5 空き家対策について。
 - ア 父親が亡くなり、母親が一人実家に住んでいたが、その母親も亡くなり、実家は空き家となった。長男も次男も都会に出て実家に戻るつもりはない。とりあえず、長男が、相続人を代表して、年間10万円の固定資産税を支払っていた。また、万一を考えて火災保険も払い続けていたが、このまま支払いを続けるのが苦痛。どうしたらよいか。これも、生前の貴方の処理すべき問題である。
 - イ 実家を空き家にして犬や猫などの動物が住み着くなどして衛生上、有害となるおそれがある状態、倒壊、保安上危険となるおそれのある状態等になると自治体は「空き家対策特別措置法」により「特定空き家」に指定する。分かりやすく言うならば、周辺に迷惑をかける空

き家は、「特定空き家」になる可能性があるということである。こうなると固定資産税は通常の3倍（土地200m²以上）～6倍（200m²以下）に跳ね上がる。不動産業者に売却を依頼しても、都会ならともかく、地方では買い手がつかないか、ついても、安く買い叩かれる。そこで放置しておくと、自治体から「特定空き家」に指定したので危険だから建物を壊すように勧告を受け、その勧告を無視すると50万円以下の過料に処せられた上に、自治体が強制的に解体し、解体費用（通常、200万円～300万円前後）も相続人に請求がいく。このように実家は「塩漬け負債」の状態になる。それを回避するためには、まずは思い切って親の生前に売却してしまうことが考えられる（勿論、その場合親を引き取るか、施設に入れることになりますが・・）。自宅の売却なら、「居住用財産の特別控除」により3000万円までは税額控除が受けられます。田舎の実家では、多くの場合、税額控除を受けられて売却した現金をもとに、施設に入るか、あるいは面倒見てもらう子に生前贈与するのが妥当。

エ 説例のように母親が亡くなつて実家を相続する場合は、なるべく早く売却すべきです。なぜなら、死後3年までなら、「空き家譲渡の特例」が使えて、3000万円までは譲渡所得が非課税になるからです（但し、この特例は1981年5月末日までに建てられた家屋で、耐震リフォームを行つたか、更地にした不動産にしか利用できません）。不動産に価値がない場合は、最後の奥の手として「相続放棄」という選択もあります。ただし、その場合、裁判所で相続財産管理人の選任が必要で、その費用が50万円前後かかります。また、市町村に「寄付」したり、相続税の「物納」という手もありますが、いずれもハードルが高く、簡単ではありません。実家を「塩漬け負債」にしないためには、安くても売却を目指すか、賃貸して借りてもらうなど、とにかく「空き家」にならない方法を考えるべきです。

第13 改正相続の問題点

1 特別寄与料の問題

相続権のない嫁が介護の貢献度によって遺産を請求できる権利。義理の両親を無償で介護した嫁の労苦に報いる制度。しかし、特別寄与料を受け取れば、税金を多く払うことになる。それよりは、相続人である息子が特別寄与料に相当する金額を上乗せした財産の相続後、息子から妻（嫁）に贈与すれば節税できる。

2 遺留分の金銭支払い・・現金の少ない地主は不動産を多く売る必要がある。

ア 父親は（母親は既に他界）、5つの不動産を長男に譲るという遺言書を残していた。不動産の価格は合計9億円。弟と妹が遺留分を主張。このため、長男は、不動産を売却する羽目になった。

イ 改正相続では、遺留分は金銭での支払いが原則。したがって、長男が現金を用意できなければ不動産を売却しなければならなくなつた。土地の売却には譲渡税や不動産業者への手数料などの売却経費もかかる。改正前では土地を共有すれば解決できて、支払う必要もなかつたお金である。

3 配偶者居住権の問題

夫の相続財産は、評価額2000万円の自宅と預貯金2000万円。子は先妻の子一人。後妻が自宅を選べば、子は2000万円の預貯金をわけあうことになる。そうなると、後妻

は生活資金がなくなる。そこで、自宅を居住権と所有権に分け、妻が居住権を持つ。居住権を1000万円とすると、預貯金も1000万円取得できる。しかし、子が所有権を持つため家の固定資産税を支払うことになり不満がある。

通常は、自宅を父から母、母から子に相続させる。しかし、配偶者居住権を使うと、母が居住権、子が所有権を相続する。居住権は母の死亡時に消滅するため相続税の課税対象とならず、子にかかる相続税を大幅に削減できる。

4 認知症の相続貧乏を防ぐための手段（生前）

ア 認知症は、判断能力を欠く。したがって、遺産分割協議に参加しても無効。遺言しても無効。認知症になるとデッドロック状態になり、「相続貧乏」となる。

認知症になった場合の利用できない制度

- ① 住宅資金贈与（一定の条件を満たす住宅購入のための資金贈与は最大1500万円まで非課税）
- ② 結婚・子育て資金の一括贈与（50歳未満の子・孫の結婚や出産・育児の資金を一括贈与の場合、最大1000万円まで非課税）
- ③ 遺言書作成

イ 銀行口座は生活に関わるので重要。凍結してしまう。そこで、パートナーが元気なうちに口座数を把握し、最低でも3つ以内にする。定期預金も普通預金に切り替える。

ウ 「生命保険」も名義変更をしておきたい。夫は受取人を子から妻に、妻は、受取人を子から夫にする。子が独り立ちしているならば、保険金はそれぞれの老後資金となる。

エ 遺言書も早めに書いておく。

オ パートナー、自分が逝った時に備えてお墓についても事前に見積もりを取った上で契約する。

カ 葬儀保険料に入るのもお勧め。一般に80歳以上でも加入出来て毎月1000円ほどの保険料で葬儀費用が捻出できる。

ク やろうと決めても日々の生活の中で後回し。お互いが健康なうち。早めの備えが肝心である。

以上

